時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千四百七十九號
明治廿二年十一月二十日水曜日（庚子）
舊曆己丑十月廿八日
日　出午前六時二十三分　入午後四時三十分
月　出午前二時四十六分　入午後二時五十五分
滿潮　午前二時四十一分　午後三時零九分
（西曆一千八百八十九年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價逓送廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ逓送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ逓送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢として地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

衛生の進歩

近來我國にては社會の事物何れも改良したる中、衛生の如きは其進歩の頗る著るしきものと云はざるを得ず蓋し衛生の議論は年來官民公私ともに最も熱心する所にして隨て其事の緒に就きたるものも少なからず先づ事實に現はれたる處に就て之を言はんに中央政府に衛生局を設け各府縣には衛生課を置きて事務を整理し又中央衛生會地方衛生會を開きて其事を審議せしめ傳染流行病の豫防消毒法を設けて之を施行するなど注意の周到なるは申すまでもなく又民間の私に於ても私立衛生會又は醫會を設けて平生の研究に怠らざるのみならず有事の日には自ら其力を致したる事なきにあらず過般府下の築地近傍に流行病の折も京橋區の衛生會が奮て豫防消毒の事に當りたる如きは即ち其一例として兎に角に官民公私ともに衛生に熱心して事務の進歩を致したるは疑もなき事實なりと云ふ可し抑も衛生は文明の事業にして其進否は社會の文野を表するのみならず事實に於て國運の強弱に關係するものなれば我國に於て其進歩の兆あるは誠に賀す可き事なれども元來其事たる深遠なる學理上の問題に屬し至て精密なる觀察を要するが故に唯、外面の事務の進歩のみにては未だ深く喜ぶ可らず此頃西洋の學者間に行はるゝ説を聞くに近代衛生の進歩は疑ふ可らざる所なれども其進歩と共に之を妨ぐる害物の進歩も亦疑ふ可らず例へは食物運動の法則、就業の時間、家屋の構造、上水下水の裝置など何れも學理上の實驗に由りて之を規定し殊に傳染流行病の豫防法に至りては用意最も深密にして遂に恐る可き病毒を文明の域外に驅逐したるは天晴、衛生上の手柄にして進歩の著るしきは勿論なれども又顧みて一方を見れば百般の技術逐年進歩するに從て人間の生活に種々の變化を起し衛生上の害を釀したるもの甚だ少なしとせず即ち學者が深遠緻密の學術に耽りて頭腦を勞し或は學問上の探究の爲め極遠未開の地に往來して身を瘴烟毒霧に暴露し技術家が業務の爲めに眠食を時にせず饑渴を忍ふなどを始めとして其他近來社會生計の度の高まりたるが爲め一般の勞役者が勞働の割合を增したるが如き何れも文明の進歩に免る可らざる事相なれども衛生上より見れば其害の進歩にして當局者の最も注意を要する所なる可しと云ふ左れば我國の事態も他の文明國の例に洩れず社會の進歩と共に衛生の事も進歩し其進歩と共に害物の進歩も亦相違なしと雖も其害の進歩は之を他に比して一層の甚だしきものあるが如し今その事情を云はんに日本は新開國にして文明進歩の勢特に劇しく俄に社會の變化を致したると同時に人々の生活上にも非常の影響を及ぼしたるや疑ふ可らず例へば廿年前迄は讀書文學を以て尪弱書生の事と爲し日本男子專門の務は尚武に在りとて弓馬槍劍の武事にのみ其身を委ねて生涯を送りたる士人社會が中より文明流の學者技術家を出すのみならず今後も亦然るとならんなれば即ち武骨殺風景なる頭腦に深遠緻密なる新文明の學理を注入するの勢にして之に加ふるに飲食衣服日常の物に至るまでも共に激變を被るが故に其生活上に多少の變化なからんと欲するも得べからず近年の學生に身體の薄弱なる者甚だ多くして往々苦學の爲めに夭折の沙汰さへなきにあらず識者の夙に注目する所にして其重もなる原因は前陳の事情に由らざるはなし且この事情は獨り上流の學問社會のみに止まらず末流の下等社會に至るまでも苟も文明の變化に逢ふ者は其心身に多少の影響を蒙ることなれば之を要するに我日本國に於ける衛生の害物は今正に一種非常の勢を呈するの時節なるが故に其事の局に當る者は無論都て社會先達の地位に居る人々は特に此邊に注意して學問教育の事より百般の人事些末の部分に至るまでも之を處するに常に衛生の要を忘るゝなからんこと冀望に堪へず單に文明流の成法にのみ拘泥して長鞭却て馬腹に及ばざるが如きは我輩の遺憾とする所なり

官報

朕參謀職制中追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿二年十一月十八日

内閣總理大臣公爵三條實美
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第百十九號

參謀職制參謀官定員表備考第一項中左ノ通追加ス

「各國公使館附將校」ノ下「東宮武官佐尉官各一名」ノ十字ヲ加フ

勅令第百十九號參照

勅令第二十五號參謀職制（明治二十一年五月十四日官報）抄錄

參謀官定員表中

備考　一本表定員ノ外陸軍大學校長同校兵學教官陸軍省總務局第三課長屯田兵本部參謀及各國公使館附將校ハ參謀本部附屬參謀將校トス

雜報

○白耳義の中立幷に佛獨の軍略（昨日の續き）　白耳義陸軍は兵數も少なく亦兵制も完全ならずして新兵募集法の如きは全く精確なるにあらず理論上より云へば白國の臣民は軍務に從事するの義務を負へりと雖ども事實決して然らずして今尚は代人法即ち鬮引に依りて服役すべき番に當りたる何人にても資力ある者は他人に金を拂ふて自分に代はらしむるを得る方法を許し居れり此方法の弊害多きは世人の能く知る所なれば茲に論述せず偖て毎年陸軍に入らしむる新兵の數は一萬二千人なり軍務期限は八年なれども現役に服する間は頗る短くして右期限經過すれば實際軍務に對する義務は消失するが故に戰爭の準備をなす時に當り其兵數は決して九萬六千人に超過する能はず而してアントウェルプリーヂ及びナムルの鎭臺にて要する兵士を除けば白國の戰兵は五萬以上とならざるべし此の如き陸軍にては援兵の來着するまで敵兵の侵入を防禦することさへも不充分なるは云ふ迄もなし又和蘭よりは殆んど援兵を待設くる能はず同國は大に力を盡し且つ多くの時間を費して漸く四萬の兵を準備するを得れども是等は首都アムステルダムの周圍にある堡寨を守るべきものなり次にルキセンボルグ侯國の戰兵は三百人に過ぎず若し白國が大に奮勵して直に新徵兵法を設け代人法を嚴禁するに至らば少なくとも年々の新入兵を二倍すべし白國の人口は凡そ六百萬人にして凡そ佛國人口の六分の一なれば年々の新入兵一萬二千人は總人口の千分の二なり佛獨兩國にて年々の新入兵は人口の百分の一と定まれり元來白國は非常なる富國にして其歲入は凡そ一千二百萬磅あれば軍費の支出を增加するを得べしと雖ども最も必要なるは愛國の氣象にあり而して白國人民が身を以て軍務に從ふの決心をなすにあらずんば自國の中立も安全ならざるべし英國人民が白國に向つて忠告すべき良策はリーヂ府を固め特に戰兵を強めしむるにあり之に依て白國は何時、何人が劫迫を試むるも中立國として自國の位置を維持せざる可からざるものなり一朝佛國又は獨逸が白國の中立を犯すに至らば英國は如何なる運動をなすべきか過ぐる千八百七十年英の政治家グランヴヰル卿は英國が千八百三十九年の條約に依て白國に約したる義務を果すこそ政府の目的とする所なりと云へり其後下院にて軍備の爲め二百萬磅の軍費支出案を可決し卿の言を強めたり當年より今日までに形勢は如何なる變化を示せしか慥にアントウエルプは大に觀を改めたり若し千八百七十年に同港は英國に對して幾分か利益を與へたりとすれば其利益は過去十八年間に著るしく增加せり該港の貿易は年を逐ふて盛大となり佛獨兩國は白國が兩國にまで輸出するを妨げんとする商賈上の策略を行ふにも拘はらずアントウエルプの輸入價額は尚ほ加はれり昨千八百八十八年該港に來着せし船舶の數は四千八百二十三艘にして其總噸數三百九十七萬四千三百二十噸あり右の內にて二千四百六十四艘は英國船にして其噸數二百二十六萬六千四百九十九噸なり以て同港に於ける英國貿易の盛なるを見るべし而して昨年の統計表を以て從來の統計表に比較すれば各年の總數は特に英國船に關して前年より增加し千八百七十年以來入港船舶の數は二倍以上となりたるを知るに足らん該港は船渠の設けも多く埠頭に沿へる水の深さは廿八呎にして大船を埠頭の傍に近かしむるに充分なり是等の事實は該港の商賈が着々繁榮して歐洲の一大港となりたるを證するものなり千八百七十年白國の獨立が犯されんとせし時に當りアントウエルプの堡寨を歐洲の一強大國の手に委ば英國の安全を害するならんと想像せられしが今英國の戰艦二十艘を加ふれば斯る憂なし一朝アントウエルプが佛國又は獨國の港となりし曉に英國の商賈に及ぼす永久の危害は軍艦幾艘あるも之を償ふ能はざるなりと云々

（完）

○歐洲と南米間の
米利加ブエノスア
んと既に二百萬磅
アルゼンチンの共
と云ふ

○バルガリア政府の
より屢々獨墺兩國
國の銀行家は獨相
ルガリアに政府あ
を以て其募に應せ
を訪問せし時ビス
に關し商議せしに
ガリア政府の申出
したるを見れば露
ド公をバルガリアの

○模範監獄設立の
くることゝなりたる
らんとの事なりし
ものにして歐米各國
せしあれば其大體の
けれども模範を
に關する一般の手
は省令などに實際
るべしと云へり

○自由黨再興の大
大坂に來り十七日
懇親會を開き同黨
開社の栗原亮一氏
をなしたるやにて
の知る如く大井憲
しも自由黨再興の
の再興に付き大井
計りたり然るに大
氏も同じく板垣伯
趣を申述べしに再
を察すれば時機巳
と主張せしかば板
雙方成るべく圓滑
るも可なるべしと云
が此大井氏等の再
際には栗原亮一氏
よし兎に角同黨の

○福嶋縣の政況
八百十九平方里餘
の如きも隨分豐饒
次に沿海地方の海
もなく三春の馬、川
等孰れも特殊の產物
かなるものと見え
き有様なるが其最も
は明治十五年にして
れり當時は餘り極
少からざりしかば人
ものさへなく只管
十七八年頃には政
輕躁過激の弊を厭
の條約改正に對し